

担保法制の見直しに関する中間試案のたたき台(1)

目次

	(前注)	2
5	第1 個別動産を目的財産とする担保の実体的効力	3
	1 担保権の効力の及ぶ範囲	3
	2 果実に対する担保権の効力	4
	3 被担保債権の範囲	5
	4 担保の目的物の使用収益権限	5
10	5 使用収益以外の設定者の権限	5
	6 担保権者の権限	6
	7 物上代位	7
	8 その他	8
	9 根担保権	8
15	第2 個別債権を目的財産とする譲渡担保の実体的効力	10
	第3 集合動産・集合債権の担保化	10
	1 動産の集合体に対する新たな規定に係る動産担保権の設定の可能性	10
	2 集合動産を目的とする担保を設定した設定者の権限	11
	3 集合動産の構成部分である動産の設定者による処分	12
20	4 集合債権を目的とする担保を設定した設定者の権限	12
	5 担保価値維持義務・補充義務	13
	6 集合動産を目的とする担保権における物上代位等	13

(前注)

1 動産を目的財産とする非占有型の担保制度や債権を目的財産とする担保制度の規律を設ける方法としては、①債権を担保する目的でされた一定の種類の契約を適用の対象として、
5 その契約の効力を定める方法、②質権、抵当権等と並ぶ担保物権を新たに設ける方法が考えられる。

①は、仮登記担保契約に関する法律（以下「仮登記担保法」という。）が「金銭債務を担保するため、その不履行があるときは債権者に債務者又は第三者に属する所有権その他の権利の移転等をするを目的としてされた代物弁済の予約、停止条件付代物弁済契約その他の契約で、その契約による権利について仮登記又は仮登録のできるもの」の効力等について民法等の特則を設けているのと同様の方法である。動産や債権を目的財産とする担保法制についてこのような方法で規定を設ける場合は、例えば、債務を担保する目的で動産の所有権を移転する契約、債務を担保する目的で動産の所有権を売主に留保する売買契約の効力等について民法等の特則を設けることが考えられる。動産や債権を目的財産とする担保取引としては、現行法においては、債務を担保するため所有権を移転したり（譲渡担保）、留保したり（所有権留保）する取引が用いられており、このような形式との連続性がある点で実務上も受け入れられやすいと考えられる。

②は抵当権や質権等と並ぶ新たな担保物権を創設するものであるから、この方法によって設けられた規定は、債務を担保する目的で所有権を移転する取引（譲渡担保）などには直接は適用されないことになる。しかし、そうすると非典型担保が残ることになり、担保取引に関する法律関係を明確化するという点では不十分な結果となりかねない。そこで、②による場合には、担保物権を創設するだけでなく、債務を担保する目的で動産の所有権を移転する契約、債務を担保する目的で動産の所有権を売主に留保する売買契約などの担保取引については、新たな担保権を設定する契約とみなすなどの規定を併せて設ける必要がある。

②についてこのようなみなし規定を設けるとすれば、①と②は規定の方法の違いにすぎず、ほぼ同様の実質を規律することができるとも考えられる（ただし、譲渡担保は形式的には目的物の移転する契約であるから、例えば民法第 178 条が適用されることになる。これに対して新たな担保物権を創設し、対抗要件を引渡しとする場合には、同条は当然には適用されないから、別途規定を設ける必要がある。このように、同じ実質を実現するとしても、必要となる規定が異なる場合がある。）。

この中間試案においては、①と②のいずれによって規定を設けるかは法制的な観点からの検討に委ねることとし、担保取引に関する実質的なルールの内容についての試案を示すこととしている。

2 この中間試案においては、担保取引によって債権者が得ることとなる権利を指す用語として、「新たな規定に係る担保権」という文言を用いる。①の方法による場合について言及する際に、担保目的で所有権を移転する取引を「譲渡担保」、売主が売買代金等を担保するために所有権を留保する取引を「所有権留保（売買契約）」と呼び、譲渡担保によって債権者が得る担保を「譲渡担保権」、所有権留保によって債権者が得る担保を「留保所有権」と

呼ぶ。新たに規定を設けた場合の「譲渡担保」「所有権留保」と区別して、特に現行法における「譲渡担保」「所有権留保」について述べる場合は、「現行法の譲渡担保」などと呼ぶ。

第1 個別動産を目的財産とする担保の実体的効力

1 担保権の効力の及ぶ範囲

新たな規定に係る動産担保権は、目的物に従として付合した物及び設定との先後を問わず設定者が目的物に附属させた従物（注1、2）に及ぶものとする。

ただし、設定行為に別段の定めがある場合及び債務者の行為について民法第424条第3項に規定する詐害行為取消請求をすることができる場合は、この限りでないものとする。

（注1） 本文において担保権の効力が及ぶとされる物をどのように表現するかについては、「付加一体物」という表現を用いることの可否も含めて今後検討する。

（注2） 設定後に附属させられた従物については解釈に委ねるべきであるとの考え方がある。

（説明）

1 担保の目的物と付合した物との主従関係

二読の議論においては、動産が担保の目的物である場合には、不動産が担保の目的物である場合と異なり、担保の目的物とこれに付合した物との主従関係は様々であるため、それぞれの場合の法律関係に留意する必要があるとの意見があった。

結論的には、①担保の目的物が主であり、これに従として付合した物がある場合は、従たる物に担保権が及ぶ、②担保の目的物が従たる物として別の動産や不動産に付合した場合は、主たる物に吸収されて独立の物ではなくなるので、担保権は消滅する（主たる物に及ぶわけではない）、③付合した動産について主従の区別をすることができないときは、合成物について担保権設定者が有する共有持分について担保権が存続すると考えるのが適当ではないか（いずれも設定者の所有に属する、主従の区別をすることができない複数の動産が付合した場合も、③のとおり、その担保権は価格の割合に応じて担保権が存続するという考え方があり得る。もっとも、共有持分に当たらない物の一部を担保権の目的財産とすることについては異論もあり得る。この点については、最終的には解釈に委ねることが考えられる。）。

2 混和物、加工物

担保権の目的財産である動産について混和（民法第245条）が生じた場合、付合に関する規定が適用されるため、担保権の及ぶ範囲についてはこの（説明）の上記1のとおりである。もっとも、混和において主従がどのように判断されるかについては、分量によって直ちに決まるのではなく、例えば種類や質の同じ物が混和した場合、量に大小があってもその割合によって共有になるという考え方はあり得る。この点は民法第245条において準用する民法第243条、第244条の「主従」の解釈の問題であり、これらの規定の解釈に委ねられる。

加工物については、民法第246条の規定に従い、加工された動産に担保権が設定されていた場合、設定者が加工物の所有権を取得する場合には担保権が加工物に及ぶ。加工者がその所有権を取得する場合は、担保権は加工物には及ばないが、償金に物上代位権を行使することができると考えられる。材料に担保権が設定されていた場合、加工者が加工物の所有権を取得する場合には担保権者加工物に及ぶ。

3 設定後の従物

民法第 370 条に関する議論を参照すると、担保の目的物を主物としてこれに附属させられた従物には、附属させられた時期にかかわらず、担保権が及ぶとすることが考えられる。もっとも、これに対しては、設定当時におよそ予想されていなかった従物には及ばないと考え

べきであるとの指摘もあった。

これとは逆に、担保の目的物が他の物の従物になった場合でも従物は独立性を失っていないので、担保権は存続する。主物について他の担保権が設定されていた場合は、従物に設定された担保権との優劣は、対抗要件の先後などの一般的な決定基準に従う。

4 担保権が及ぶ範囲を表現する文言

この（説明）の前記 1 及び 2 に記載した実質をどのように表現するかについては更に検討を要する。本文には、担保権が及ぶ範囲が問題になる代表的なものを記載したが、設定後の従物に担保権が及ぶかどうかには異なる意見があり得、また、合成物が共有になる場合に担保権がどの範囲に及ぶかなどの様々なケースについてどこまで規定を設けるかも問題になり得る。民法第 370 条が抵当権の及ぶ範囲を「付加して一体となっている物」と表現し、様々なケースを想定した詳細な規定を設けているわけではないことからすると、新たな規定に係る動産担保権についても詳細な規定とするのではなく、ある程度概括的な文言を用いて最終的には個々のケースにおける認定適用に委ねることも考えられる。また、その文言としては「付加して一体となっている物」とすることが考えられるが、一方で、担保権がどの範囲に及ぶかについては、目的物が不動産である場合と異なる問題があるため、異なる文言を用いるべきであるとの考え方もあり得る。

5 担保権が及ばない旨の別段の定めを公示

二読の審議においては、担保権が及ぶ範囲に関する原則的な規定と異なる別段の合意を当事者がしていた場合であっても、抵当権の及ぶ範囲に関する別段の合意と異なりこれを公示する手段がないため、設定者が別段の合意を第三者（例えば買受人）に対抗することができないという指摘があった。この点については、別段の定めによって除外された部分についてはそもそも担保権が及んでいないから、例えば従物に担保権が及ばないとされた場合には、公示がされていなくても、買受人はその従物を取得することができないと考えてはどうか。

2 果実に対する担保権の効力

新たな規定に係る動産担保権の担保権者は、その担保する債権について不履行があったときは、目的物の果実から優先弁済を受けることができるものとする。

（説明）

二読の審議においては、被担保債権について債務不履行があったときは、担保権者はその時点で收取されていない果実からも優先弁済を受けることができることには大きな異論はなかった。

この点を表現するためにどのような規定を設けるかについては、民法第 371 条を物上代位の根拠でもあったと考えるかどうか、同条の「その後が生じた」という部分をどのように解するか（この点を改めるべきであるとの指摘も有る。）などに留意しつつ更に検討する必要がある。

る。中間試案においては、実質を明示するために本文のような記載を設けてはどうか。

3 被担保債権の範囲

新たな規定に係る動産担保権は、元本、利息、違約金、担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を担保するものとする。

ただし、設定行為に別段の定めがあるときはこの限りではないものとする。

(説明)

二読資料から実質的な変更はない。

4 担保の目的物の使用収益権限

新たな規定に係る動産担保権は、その内容に使用収益権限を含まず、設定者が目的物の使用収益をすることができるものとする。

(説明)

本文は、二読資料と同様、新たな規定に係る動産担保権の内容には使用収益をする権限は含まれておらず、担保目的物の物権的な使用収益権限は設定者が有していることを示すものである。当事者間の合意によって担保権者が使用収益をすることが合意されているとしても、それは賃貸借契約等に基づく債権的な権利となる。

二読の審議においては、設定者の権限に物権的な使用収益権限が含まれているとすると、設定者が目的物について有する権利を譲渡した場合、譲受人に使用収益権限が移転することとなるため、担保権者が害されるとの指摘もあった。本文においては、新たな規定に係る動産担保権があくまでも非占有型の担保権であり、担保権者は目的物の交換価値から被担保債権の弁済を受けようとするのが通常の意味であると考えられることから、担保権者が取得する物権的権利の内容としては使用収益権限を有しないものとしている。占有が移転することによって生じ得る担保権者の損害からの保護については、設定者と担保権者との利害調整をどのように図るかも踏まえ、後記5(2)の規律と併せて検討する必要がある。

5 使用収益以外の設定者の権限

(1) 新たな規定に係る動産担保権は、同一の目的物の上に重複して設定することができるものとする。

(2) 新たな規定に係る動産担保権の設定者が担保権者の同意なく目的物を真正に譲渡することができるかどうかについては、次のいずれかの案によるものとする。

【案1.5.1】 担保権者の同意なく目的物を真正に譲渡することができるものとする(注)。

【案1.5.2】 目的物を真正に譲渡することはできないものとする。

(注) 【案1.5.1】を採る場合であっても、所有権留保という類型を設けるときは、所有権留保については【案1.5.2】を採るという考え方もあり得る。

(3) 新たな規定に係る動産担保権の設定者は、目的物の占有を第三者が妨害しているとき

はその第三者に対する妨害の停止を、目的物を第三者が占有しているときはその第三者に対する返還を、それぞれ請求することができるものとする。

(説明)

5 1 本文(1)について

二読資料から実質的な変更はない。

2 本文(2)について

10 二読の審議においては、担保の目的物を設定者が真正に譲渡することができるかどうかについて、肯定する意見があった一方、目的物を第三者に譲渡することができるものと、目的動産が担保権者の把握していない場所に移動させられるなどして担保目的物の管理に支障が生ずるという観点から、設定者は目的物の真正譲渡をすることができない（譲渡しても無効）という意見があった。この点についてはなお意見が分かれているため、中間試案においても両案を示すこととした。

15 二読の審議においては、譲渡担保については担保権設定者が目的物の真正譲渡をすることができるという考え方を採るとしても、所有権留保については設定者（所有権留保買主）は目的物の真正譲渡をすることができないという考え方を採る余地があるとの指摘があった。この指摘を踏まえて、(注)では【案 1.5.1】を採る場合であっても所有権留保については【案 1.5.2】を採るという考え方を取り上げている。所有権留保売買においては、所有権留保売主から所有権留保買主への所有権の変動が生じていないという理解を前提とすれば、所有権留保買主が目的物の真正譲渡をすることはできないとも考えられる。これに対し、所有権留保においてもいったん所有権留保買主に目的物の所有権が移転し、その上で所有権留保買主のために担保権が設定されると理解すると、所有権留保について特別な扱いをする必要はないと考えられる。

20 3 本文(3)について

25 二読資料から実質的な変更はない。

6 担保権者の権限

(1) 新たな規定に係る動産担保権の担保権者は、その担保する債権について不履行があるまでは、目的物を第三者に譲渡することができないものとする。

30 (注) 新たな規定に係る動産担保権の被担保債権を譲渡することに伴う場合には、この限りではない。

(2) 新たな規定に係る動産担保権を他の債権の担保とすることができるものとする。

(3) 新たな規定に係る動産担保権については、順位の変更、担保権の譲渡・放棄、順位の譲渡・放棄をすることができるものとする。

35

(説明)

1 本文(1)について

二読資料から実質的な変更はない。もつとも、担保権者に所有権が移転するという形式が取られた場合には、担保権者（＝債権者）が被担保債権を譲渡したときは、担保の目的を達

成するために必要な範囲で移転した担保目的物の所有権も随伴性に従って移転すると考えられる。そこで、被担保債権を譲渡した場合に、これに伴って目的物の移転が生じ得ることを注記した。

2 本文(2)、(3)について

- 5 転担保、担保権の順位の変更、担保権の譲渡・放棄、順位の譲渡・放棄については、二読の審議においては実務上のニーズがあるとの意見があったため、これを認める方向性で中間試案を作成してはどうか。なお、その公示については譲渡登記が考えられるが、その在り方については引き続き検討する必要がある。

10 7 物上代位

- (1) 新たな規定に係る動産担保権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても行使することができるものとする。
- (2) 新たな規定に係る動産担保権の担保権者は、(1)に基づいて金銭その他の物に対して権利を行使するときは、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならないものとする。
- 15 (3) 新たな規定に係る動産担保権に基づく物上代位とその目的債権を目的財産とする担保との優劣関係について、次のいずれかの案によるものとする。

【案 1.7.1】 物上代位とその目的債権を目的財産とする担保との優劣は、(2)の差押えがされた時点と、その目的債権を目的財産とする担保が対抗要件を具備した時点との前後によるものとする。

20 【案 1.7.2】 物上代位とその目的債権を目的財産とする担保との優劣は、元物に設定された担保権が対抗要件を具備した時点と、その目的債権を目的財産とする担保が対抗要件を具備した時点との前後によるものとする（注）。

(注) 目的債権を目的財産とする担保権については、譲渡登記の時点を基準とする（引渡しの場合には物上代位が優先する）という考え方がある。

(説明)

1 本文(1)、(2)について

二読資料から実質的な変更はない。

30 2 本文(3)について

二読の審議においては、本文(3)について規定を設けるとすると、その基礎に据えられた考え方が、抵当権、先取特権に基づく物上代位に関する規律について影響を与え、また、物上代位と差押え、真正譲渡等との優劣に関する規律についても影響を与えるため、新たな規定に係る動産担保権についてのみ規定を設けるのは難しいのではないかと指摘があった。また、物上代位を一律に規律することは難しい（例えば、付加的物上代位と代替物上代位とを区別する必要がある）との指摘も存在した。他方で、これに対しては、物上代位と他の担保権との優先劣後が明確ではないことは担保取引を不安定にするものであり、何らかの形でルールが明確になっていることが重要である、抵当権等に影響を与えないよう、新たな規定に係る動産担保権についての規律であることを明確にする形で規定を設けられないかとの指

摘もあった。

そこで、先取特権や抵当権への影響については留意しつつも、中間試案では、さしあたりは規定を設けるとした場合、どのような規律が望ましいかを更に検討することとしてはどうかを提案している。

5

8 その他

民法第 296 条（担保権の不可分性）及び第 351 条（物上保証人の求償権）の規定を新たな規定に係る動産担保権について準用するものとする。

10 (説明)

二読資料から実質的な変更はない。

9 根担保権

15 (1) 新たな規定に係る動産担保権の設定は、【一定の範囲に属する】不特定の債権を担保するためにもすることができるものとする。

(2) 極度額を定めることの要否については、引き続き検討する。

(3) 個別の被担保債権について譲渡や債務の引受け、債権者又は債務者の交替による更改があった場合について、譲渡された債権などに対して担保権を行使することができないものとする。

20 (4) 元本の確定前に根担保権者又は債務者について相続開始、合併又は会社分割があった場合について、次のような規定を設けるものとする。

ア(ア) 根担保権者について相続が開始したときは、根担保権は、相続開始時に存在する債権及び相続人と設定者との合意により定めた相続人が相続開始後に取得する債権を担保する。

25 (イ) 債務者について相続が開始したときは、根担保権は、相続開始時に存在する債務及び根担保権者と設定者との合意により定めた相続人が相続開始後に負担する債務を担保する。

(ウ) 上記(ア)(イ)の合意については、後順位の担保権者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。

30 (エ) 上記(ア)(イ)の合意について相続の開始後 6 か月以内に登記をしないときは、担保すべき元本は、相続開始時に確定したものとみなす。

イ(ア) 根担保権者について合併があったときは、根担保権は、合併時に存在する債権及び合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に取得する債権を担保する。

35 (イ) 債務者について合併があったときは、根担保権は、合併時に存在する債務及び合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に負担する債務を担保する。

(ウ) 設定者は、根担保権者又は債務者について合併があったときは、合併があったことを知った日から 2 週間かつ合併から 1 か月以内に、担保すべき元本の確定を請求

することができる。ただし、債務者について合併があった場合で、債務者が設定者であるときは、この限りでない。

(イ) (ウ)の請求があったときは、担保すべき元本は、合併の時に確定したものとみなす。

5 ウ(ア) 根担保権者を分割をする会社とする分割があったときは、根担保権は、分割の時に存在する債権並びに分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に取得する債権を担保する。

10 (イ) 債務者を分割をする会社とする分割があったときは、根担保権は、分割の時に存在する債務並びに分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に負担する債務を担保する。

15 (ウ) 設定者は、根担保権者又は債務者を分割をする会社とする分割があったときは、分割があったことを知った日から2週間かつ分割から1か月以内に、担保すべき元本の確定を請求することができる。ただし、債務者を分割をする会社とする分割があった場合で、債務者が設定者であるときは、この限りでない。

(イ) (ウ)の請求があったときは、担保すべき元本は、分割の時に確定したものとみなす。

20 (5) 根担保権の全部譲渡、一部譲渡(注)については、これを公示するための制度を設けることができるか否かを含めて、引き続き検討する。

(注) 分割譲渡については、これを公示するための制度を設けることができるか否かのほか、極度額の設定の要否と関連して、引き続き検討する。

25 (6) 債務者又は設定者が破産手続開始決定を受けたこと、設定から一定期間経過した後設定者の請求があったことなど(注1)(注2)を被担保債権の元本の確定事由とするものとする。

(注1) 担保権者等による実行の着手を元本確定事由とするか否かについては、実行に関する規律(後順位担保権者による実行の可否及びその場合の先順位担保権の消長等)や集合動産を目的とした担保の規律との関係も踏まえて、引き続き検討する。

30 (注2) 元本確定事由に関するその他の規律については、根抵当権に関する規律を参考にして、引き続き検討する。

(説明)

1 本文(1)について

35 二読資料から実質的な変更はない。ただし、(公序良俗に反するような場合を除き、)包括根担保も許容されてよいとの意見もあったため、「一定の範囲に属する」に墨付き括弧を付した。

2 本文(2)について

二読資料においては、極度額の公示方法が常にあるわけではないことも考慮し、動産を目的財産とする新たな規定に係る根担保権については極度額の定めを要しないものとする

を提案していた。しかし、これに対しては、公示の可否と被担保債権を限定することの要否は必ずしも結びつかないとの指摘も有ったことから、本文(2)においては、極度額を定めることの要否について今後の検討課題としている。

3 本文(3)について

5 二読資料から実質的な変更はない。

4 本文(4)について

二読資料においては、元本の確定前に根担保権者又は債務者について相続開始、合併又は会社分割があった場合について、民法第 398 条の 8 から第 398 条の 10 までの規定を参考として、被担保債権の範囲や元本確定請求権に関する規定を設けるものとすることを提案していた。本文(4)は、これをより具体化したものである。

5 本文(5)(6)について

二読資料から実質的な変更はない。

15 第2 個別債権を目的財産とする譲渡担保の実体的効力

1 前記第 1 の 2（果実に対する担保権の効力）、3（被担保債権の範囲）、5（使用収益以外の設定者の権限）(1)、6（担保権者の権限）、7（物上代位）、8（その他）及び 9（根担保）は、債権譲渡担保権にも適用されるものとする。

2 債権譲渡担保権が設定され【、債務者対抗要件が具備され】た場合、①第三債務者は設定者に対し弁済をすることが制限され、②設定者は、担保権の目的財産である債権について、放棄、免除、相殺、更改など当該債権を消滅させる行為をすることができないものとする。

（説明）

25 1 本文 1 について

二読資料から実質的な変更はないが、適用されるものとして第 1、8（その他）を加え、債権を目的財産とする新たな規定に係る動産担保権についても、民法第 296 条（担保権の不可分性）及び第 351 条（物上保証人の求償権）の規定を準用することを明確にした。

2 本文 2 について

30 二読資料から実質的な変更はない。

第3 集合動産・集合債権の担保化

1 動産の集合体に対する新たな規定に係る動産担保権の設定の可能性

新たな規定に係る動産担保権は、種類、所在場所、量的範囲の指定その他の方法により特定された範囲（以下「特定範囲」という。）に属する動産の集合体（設定後に新たに動産がその集合体に加わることが予定されているものを含む。）を一括して目的とすることができるものとする（注）。

（注） 集合体として扱われるための適格性に関する何らかの要件（経済的若しくは取引上の一体性又は「取引上の社会通念に照らし、構成部分の変動しても集合体としての同一性を維持して存

続すると認められる」ことなど）を必要とする考え方がある。

(説明)

1 本文は二読資料から変更はないが、(注)として、集合物として扱われるための適格性に関
5 する要件の要否及び内容に関する議論が存在することを記載した。

2 「在庫一切」による特定の可否

本文では、担保権の目的財産である集合物の特定方法について、「種類、所在場所、量的範
囲の指定その他の方法により特定された範囲」としている。これは、判例における担保目的
財産の特定方法に倣ったものである。

10 二読の審議においては、「在庫一切」などある種の属性を有する動産の「一切」を目的財産
とするという特定方法が許されるかについても議論がされた。このような方法による特定を
認める意見も少なくなかったが、目的物の特定性が満たされる場合が際限なく拡大してしま
うおそれもあり、慎重な検討が必要であるとの意見もあった。

15 この点は、契約内容が特定されているかどうかというより一般的な問題の一場面であり、
「●●一切」と表現された物の現実の状況などによっても一概には規律することができない
ため、本文ではこの点について明確な立場は記載していない。もっとも、これは、例えば「在
庫一切」という特定方法がおよそ許されないという趣旨ではなく、目的物の性質や保管状況
等の具体的事情を踏まえて特定されていると認める余地を否定するものではない。

20 なお、上記の点は実体法上担保権の目的財産となり得るための要件としての特定性がどの
ような場合に認められるかという点に関するものであり、目的物がどのように特定された場
合に動産譲渡登記をすることができるかについては別途検討する必要がある（この点につ
いては、部会資料 20 において取り扱い、現在の譲渡登記よりも緩やかな方法による特定の可否
を検討する予定である。）。

25 2 集合動産を目的とする担保を設定した設定者の権限

新たな規定に係る動産担保権の目的物が特定範囲に属する動産の集合体であって、設定
後に新たに動産がその集合体に参加することが予定されているもの（以下「集合動産」と
いう。）である場合における設定者の処分権限や担保権者の権限について、次のような規
定を設けるものとする。

30 (1) 設定者は、通常の事業の範囲内で、集合動産の構成部分である動産を処分し、又は集
合動産から逸出させる権限を有する。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、そ
の定めに従う。

(2) 設定者が(1)の権限の範囲（以下「権限範囲」という。）を超えて集合動産の構成部分で
ある動産を処分し、又は逸出させるおそれがあるときは、担保権者は、その予防を請求
35 することができる。

(説明)

二読資料から実質的な変更はない（後記 3 について項を改めて記載した関係で形式的な修正
を行った。）。

3 集合動産の構成部分である動産の設定者による処分

- (1) 設定者が、通常の事業の範囲内で、かつ、権限範囲を超えて、集合動産の構成部分である動産を処分した場合については、次のいずれかの案によるものとする。

【案 3.3.1.1】 処分を受けた者は、その動産について権利を取得するものとする。

【案 3.3.1.2】 処分を受けた者は、設定者による処分が権限範囲を超えていることを知らなかった場合には、その動産について権利を取得するものとする。

【案 3.3.1.3】 処分を受けた者は、設定者による処分が権限範囲を超えていることを知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がないときは、その動産について権利を取得するものとする。

- (2) 設定者が、権限範囲を超えて、かつ、通常の事業の範囲を超えて、集合動産の構成部分である動産を処分した場合については、次のいずれかの案によるものとする。

【案 3.3.2.1】 処分を受けた者は、設定者による処分が通常の事業の範囲であると信じていた場合には、その動産についての権利を取得するものとする。

【案 3.3.2.2】 規律を設けず、処分を受けた者は、即時取得が成立するときに限り、保護されるものとする。

- (3) 前記 2(1)並びに(1)及び(2)で処分を受けた者が集合動産の構成部分である動産について権利を取得しない場合に担保権者のとり得る手段については、引き続き検討する。

(説明)

本文は、客観的に定まる「通常の事業の範囲」と当事者の合意により定まる「権限範囲」の観点から改めて提案を整理し、部会で議論があったことを踏まえて、それぞれに複数の案を記載した。なお、「権限範囲」内の処分（「通常の事業の範囲」内か否かを問わない。）は、前記 2(1)により規律される。

4 集合債権を目的とする担保を設定した設定者の権限

- (1) 譲渡担保の目的債権が特定範囲によって特定され、特定範囲に現に発生していない債権を含むもの（以下「集合債権」という。）である場合においては、設定者は、通常の事業の範囲内で、その特定範囲に含まれる債権の取立て【、譲渡及び相殺、免除その他の債権を消滅させる行為】をする権限を有するものとする。

ただし、設定行為に別段の定めがあるときはその定めに従うものとする。

- (2) 設定者が(1)の権限の範囲を超えて取立て【、譲渡、免除等】をした場合の譲受人及び第三債務者の保護に関する特別の規定を設けないものとする。

(説明)

二読では、集合債権担保において債権の取立て（取り立てた金銭の使用を含む。）以外の行為は「通常の営業の範囲」に該当しないのではないかと議論があったことを踏まえ、当該部分を墨付き括弧とした。

5 担保価値維持義務・補充義務

前記2(1)及び3(1)に規定する場合について、担保価値維持義務や、特定範囲に含まれる動産又は債権が処分され又は逸出したときの補充義務に関する規定（注）を設けるか否かについて、引き続き検討する。

- 5 (注) 例えば、「新たな規定に係る動産担保権の目的財産が集合動産又は集合債権である場合には、正当な理由がある場合を除き、設定者は、通常の事業が継続されれば当該集合動産又は当該集合債権が有すると認められる価値を維持しなければならない」という趣旨の規定が考えられる。

(説明)

- 10 二読資料から実質的な変更はない。

6 集合動産を目的とする担保権における物上代位等

- 15 (1) 新たな規定に係る動産担保権の目的物が集合動産である場合には、当該担保権は、設定者が通常の事業を継続している間は、特定範囲に含まれる動産の売買、滅失又は損傷によって設定者が受けるべき金銭その他の物に対し、行使することができないものとする。

(2) 前記(1)につき、次のような例外を設けるかは、引き続き検討する。

ア 当事者が別段の合意をした場合

イ 権限範囲を超える処分がされた場合

- 20 (3) 第三者が特定範囲に含まれる動産を滅失又は損傷させた場合における担保権者独自の損害賠償請求権については、特段の規定を設けないものとする。

(説明)

- 25 基本的には二読資料から変更はないが、(2)イの例外を設けるかに議論があったため、「引き続き検討する。」とした。